

舟橋村条例第5号

舟橋村の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月13日

舟橋村長 渡辺 光

舟橋村の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

舟橋村の職員等の旅費に関する条例(令和6年舟橋村条例第12号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第2章 内国旅行の旅費(第10条―第18条)」

を

「第2章 内国旅行の旅費(第10条―第21条)」

に、

「第3章 外国旅行の旅費(第19条)」

を

「第3章 外国旅行の旅費(第22条)」

に、

「第4章 雑則(第20条・第21条)」

を

「第4章 雑則(第23条―第27条)」

に改める。

第2条第1項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「職員配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。」を「内国旅行にあつては職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 赴任 新たに採用された職員(村が国又は他の地方公共団体に対して行つた要請に基づき当該国又は他の地方公共団体を退職し、引き続いて採用された職員に限る。)がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。

第6条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条第1項中「種類」を「種目」に、「鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、旅行雑費及び死亡手当」を「鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当」に改め、同条第2項中「鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。」を「鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものをいう。)を利用する移動に要する費用とする。」に改め、同条第3項中「水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。」を「船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものをいう。)を利用する移動に要する費用とする。」に改め、同条第4項中「航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する」を「航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものをいう。)を利用する移動に要する費用とする」に改め、同条第5項中「車賃は、陸路(鉄道を除く。)旅行について、路程に応じ1キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。」を「その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とする。」に改め、同条第6項中「日当は、旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。」を「宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とする。」に改め、同条第7項中「宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。」を「包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とする。」に改め、同条第8項中「食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する。」を「宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とする。」に改め、同条第9項中「支度料は、外国への出張について、定額により支給する。」を「転居費は、赴任に伴う転居に要する費用とする。」に改め、同条第10項中「旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。」を「着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とする。」に改め、同条第11項中「死亡手当は、第3条第2項第4号の規定に該当する場合について、定額により支給する。」を「家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とする。」に改め、同条第12項中「内国旅行のうち第25条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を旅費として支給する。」を「渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とする。」に改め、同条第13項中「外国旅行のうち当該旅行の性質上特に必要があるときは、第1項に掲げる旅費に代え、旅行手当を旅費として支給する」を「死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡(第3条第2項第2号又は第4号に規定する場合に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とする。」に改める。

第10条第1項各号列記以外の部分中「次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。」を「次

に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。」に改め、同項第1号中「その乗車に要する」を削り、同項第2号中「急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、」を削り、同項第3号中「特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金を」を「寝台料金」に改め、同項第4号中「座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、」を削り、同項に次の2号を加える。

(5) 特別車両料金

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第10条第2項各号列記以外の部分中「第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。」を「第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。」に改め、同項各号を削り、同条第3項を削る。

第11条第1項各号列記以外の部分中「次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。」を「次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。」に改め、同項第1号中「運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の」を削り、同項第2号中「運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃」を「寝台料金」に改め、同項第3号中「運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃」を「座席指定料金」に改め、同項第4号中「公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金を」を「特別船室料金」に改め、同項第5号中「第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金を」を「前各号に掲げる費用に付随する費用」に改め、同項第6号を削り、同条第2項中「又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。」を「に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。」に改める。

第12条中「現に支払った旅客運賃による。」を「次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 運賃

- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

第12条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第13条の見出し中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条第1項中「車賃の額は、実費額による。」を「その他の交通費の額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 私有車を利用する移動1キロメートルにつき37円
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第13条第2項から第4項までを削る。

第14条の見出し中「日当」を「宿泊費」に改め、同条第1項中「日当の額は、別表の定額による。」を「宿泊費の額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して村長が別に定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として村長が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。」に改める。

第15条の見出し中「宿泊料」を「包括宿泊費」に改め、同条第1項中「宿泊料の額は、別表の定額による。」を「包括宿泊費の額は、移動に係る第10条から第13条までの規定による額及び宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第16条の見出し中「食卓料」を「宿泊手当」に改め、同条第1項中「食卓料の額は、別表の定額による。」を「宿泊手当の額は、通常要する費用の額を勘案して村長が別に定める1夜当たりの定額とする。」に改め、同条第2項を削る。

第4章中第21条を第27条とし、第20条を第24条とし、同条の次に次の2条を加える。

(旅費の特例)

第25条 任命権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条又は船員法(昭和22年法律第100号)第47条第1項若しくは第2項の規

定に該当する理由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

- 2 任命権者は、職員について船員法第47条第2項の規定に該当する理由があつた場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

(旅費の返納)

第26条 支出担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又は村長が別に定める規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの条例又は村長が別に定める規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

- 3 前項に規定する給与の種類は、村長が別に定める。

第4章中第20条の前に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(第13条第4号に掲げる費用を除く。)(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。))に係る旅費の支給額は、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号、第13条各号(第4号を除く。))に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。))及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各各種目について第7条、第14条、第15条、第17条、第18条、第19条第1項及び第22条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第3章中第19条を第22条とする。

第2章中第18条を第21条とし、第17条を第20条とし、第16条の次に次の3条を加える。

(転居費)

第17条 転居費の額は、転居の実態を勘案して村長が定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第 18 条 着後滞在費の額は、5 夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第 19 条 家族移転費の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族 1 人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
 - (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額
- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第 2 号に規定する期間を延長することができる
別表第 1 を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。